

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号						
手続名	休業中の漁業許可	根拠条項	第 8 8 条第 1 項						
審 査 基 準	<p>1 次の各号の一に該当する場合は、許可をしない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 暴力団員等であること。 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 ・漁業調整その他公益に支障を及ぼす場合 <p>2 1 の条件を満たす申請が複数あるときは、法第 7 3 条第 2 項第 2 号に基づき許可をする者を決定する</p> <p>当該許可に対する不利益処分については、法第 8 8 条第 4 項にて読み替えて準用する下記の条項ごとに定める処分基準を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 8 6 条第 4 項（休業中の漁業許可の条件） ・法第 8 9 条第 1 項（休業による休業中の漁業許可の取消し） ・法第 9 2 条第 1 項（適格性の喪失による休業中の漁業許可の取消し） ・法第 9 2 条第 2 項（漁業関係法令違反等による休業中の漁業許可の取消し、行使の停止） ・法第 9 3 条第 1 項（公益上の必要による休業中の漁業許可の取消し等） ・法第 9 4 条（錯誤によってした休業中の漁業許可の取消し） 								
受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間	6 0 日	目次	
							標準経由期間	日	